

東洋史研究

第十七卷 第三號 昭和三十三年十二月發行

戊戌變法前後の湖南省（上）

小 野 川 秀 美

日清戦争後一兩年を経て、湖南には他省にその比を見ないほどに、革新の氣運が起つてきた。それは省政府の首腦に啓蒙的な人々が新任されて、この風潮を育成したことも關係をもつている。すなわち戦争が終つた年、光緒二十一年（一八九五）七月陳寶箴が直隸布政使から湖南巡撫に任せられ、江標もこの前後に湖南學政となつた。また光緒二十三年（一八九七）六月黃遵憲は湖南長寶鹽法道をもつて湖南按察使代理となり、同年八月徐仁鑄が江標の後任となつている。これらの人々が在野の有志と協力して、新政の推進に當るのである。一省の文教を掌る江標は、光緒十五年（一八八九）進士に及第して後に、同文館で外國事情を學び、駐英佛公使薛福成にその才能を認められた。戦後には康有爲が北京に設立した強學會に参加し、後に翰林編修をもつて湖南學政に轉出したものである。江標はかつて日本に來たことがあり、湖南の「土風を變えて、新治を開くことをもつて自任していた」⁽¹⁾。また陳寶箴は剛直をもつて聞え、湖南を「富強にして、東南諸省の先達たらしめよう」、という抱負をもつていた。⁽²⁾ 湖南の新政は、まずこの二人によつて、先鞭をつけられるのである。

(1) 戊戌變法IVに収めた相巖文存卷三から引用、八五頁。

(3) 清史稿傳二五一陳寶箴。

(2) 戊戌履霜錄卷四江標。

元來湖南は、革新的な傾向を一面にもつてはいるけれども、總じて排外的にして保守的な傾向が根強い地域であつた。光緒二十二年（一八九六）の頃にも、「湘中の民情は異族異教を見ること仇のようである」と云われ、洋書を賣る英人が毆打され、新設された電柱を抜いて火に投ずるといふ風であつた⁽¹⁾。江標は學政の立場からこのような風氣を改めようとするのであつて、生員の歲試・科試には、經學・史學・掌故・輿地・算學・詞章の六類に分つて出題した。歲試は光緒二十二年において、六月以前に終り、續いて科試を行い、翌年正月に終つてゐる⁽³⁾。江標の試験は、「博古の外に於て通今を取る。三湘の人士はついに廣學會の各種の譯著を枕中の鴻寶と見なした」、或は泰西新史攬要・中東戰紀本末は、「新學を語るものが皆備えざるを得ない書であつた」、と萬國公報に報じてゐるのは、この歲試の狀況を指したものであるが、そのまま科試にも通用する言葉であろう。そこには廣學會が宣傳のためにする誇張の言があるかも知れない。しかしこのような傾向が起つてきたことは事實である。博古の外に於て通今を取るとは、從來の四書文の外に、いわゆる新學からも出題することである。それは中國傳統の學問と共に、時代に應じた新しい學問をもかね重んずることであつて、そのために宣教師の設立にかかる廣學會發行の書物が重寶がられたのであつた。このときの歲試・科試の答案は、光緒二十三年（一八九七）十一月その一部が沅湘通藝錄（靈鶴閣叢書所収）という一書に整めて出版されてゐる。學政は一省の文教を掌り、その學風はことに該省生員の學問の方向に重要な關係をもつてゐる。江標が「取るところの文は、怪誕にして繩尺に當らないものが多い」と保守派の學者から非難されるのであつたが、その出題と答案の傾向は、この書によつて窺うことが出来る。この書も出題と同じく六類に排列されているが、その内の掌故は、その内容から推すならば、時務と云いかえた方が遙かに適切である。恐らく江標が最も重視した部門ではなかつたかと思われる。

(1) 「與陳右銘」、張文襄公全集卷二一八、光緒二十二年十二月二

十八日。

(2) 「三湘喜報」、萬國公報第九十冊、光緒二十二年六月、戊戌變法

IV、三七六頁。

(3) 「湖南學政奏報全省歲科兩試完竣情形摺」、湘學報第四冊、光緒二十三年四月二十一日。

(4) 三湘喜報、戊戌變法IV、三七六頁。

(5) 戊戌履霜錄卷四江標。沅湘通藝錄の序で江標が、「使者(學政)

もまた信じて古を好むに過ぎざるのみ。もし士を試する者、異を衆に矯め、一己の學ぶところを以てして、風會の趨くところを強んと欲すと爲さば、これ陋なり、これ慎なり」、と述べているのは、このような非難に對する辨明と考えられる。

歲試・科試において從來の出題の方法を改めると共に、江標は長沙の校經書院に輿地・算學・方言の三學科の新設を請うて、光緒二十三年(一八九七)四月認可され、また同年三月校經書院から湘學新報(單に湘學報ともいう)を創刊することとなつた。校經書院にはもと經義・治事の兩齋があつたが、經費の増額を請うて、輿地・算學・方言の三學科を新設しようとしたものであつて、方言とは英語を指している。⁽¹⁾ また湘學新報は史學・掌故學・輿地學・算學・商學・交涉學の六部門に分れ、經學は除外されている。その理由は、「近來經解の書は汗牛充棟の有様で、紛々として家法師法を爭論し、是非が定まらな

い。あるものは素王改制を主として説を立て、孔教の眞派であることを明かにしようとしている。時事に益あるが如くであるけれども、その議論は過激を免れない。故にしばらく除外する」と云うのであつた(湘學新報例言)。素王改制を主として説を立てるとは、康有爲を指しているに相違ない。康有爲によつて設立され、江標も参加していた強學會は、光緒二十一年(一八九五)十一月禁止された。湘學新報は「専ら實學の研究を目的として、朝政を語らず、官常を議せず」(同)、政治問題に關與しない立場をとつていた。經學を除外したのは、康有爲的な政治の革新を目指しているという疑惑を、避けようとしたからではないかと思われる。

(1) 「戸部議覆湖南學政奏請校經書院經費摺」、光緒二十三年四月 會章程」、同第二冊、光緒二十三年四月初一日。

四日、湘學報第八冊、光緒二十三年六月初一日。「校經書院學

江標は湘學新報の序において、三代の時には道と器と合し、選舉と學校と合していた。漢唐以後兩者は分離し、「ここに於て反つて西人の建學育才の諸法をして周官に符契せしめた」と云い、また學政となつてここに三年、「體用兼備の學

をもつて湖南の人士を導こうと考えて、妥當でないところがあるのを恐れる」、とも述べている。江標が周官すなわち周禮を標榜している點は、周禮を偽作として返ける康有爲と異なる。然しながら西洋の建學育才の諸法が周禮に合致するとして、これを採り入れようとするのは、いわゆる「周禮復古・西學更新」の主張であると云うことが出来る。それは「西洋の致強は實に經義の精に暗合するもので、別に新創の治をなすわけでない」、という康有爲の主張と、殆どその軌を同じくするものであろう。その標榜するところに、周禮といわゆる經義との相違はあるにしても、經書を媒介として、積極的に西學の導入を圖るといふ點では同一である。元來江標は工部尙書潘祖蔭(光緒十
六年卒)の門下に出て、潘祖蔭は「經に於て公羊春秋と爾雅に通じ、史に於て范氏の後漢書に通じていた。同治・光緒の間に龔定庵・魏源の餘風を承けて、今文の經學が盛行し、許慎・鄭玄の學はついに衰微したが、公(潘祖蔭)はますます従つてこれを左右した」、と云われる。恐らく江標には公羊學を奉ずる康有爲と、學問的にも何らか共鳴するものがあつたであらう。湘學新報において經學を除外しているのは、學政という地位とも微妙に關係していると思われる。周禮を標榜し、かつ體用兼備の學すなわち中體西用の立場をとつていることにも、同様な面があるかも知れない。時の湖廣總督は公羊を嫌う改良的な張之洞であつて、このような推測を可能ならしめるのである。とにかく湘學新報は、「湖南に報館が缺けているのは、民智を開いて人材を育む所以ではない」、という主旨をもつて創刊された。歲試・科試の出題に新機輔を出し、校經書院に三學科を新設し、湘學新報を創刊して、かくて江標は湖南啓蒙の素地を作ろうとしたのである。

(1) 康有爲「上今上皇帝第四書」、光緒二十一年閏五月。

(2) 支偉成「清代樸學大師列傳」下、六四〇頁、潘祖蔭の條。

この頃在野の有志の間にも、工場を立て、蒸汽船を通じ、學堂を開こうとする氣運が起きてきた。光緒二十二年(一八九六)冬王先謙・熊希齡らは、公費三萬兩を借りて、寶善成製造公司を立てようとし、また湖南・湖北の間に蒸汽船を通ずる計畫もなされていた。そしてそれでは營利をのみ謀るといふ嫌いがあるによつて、時務學堂の設立が併せ考慮されたのであつた。寶善成製造公司は間もなく設立されたが、湖南・湖北の間に蒸汽船を通ずることには、總督張之洞は賛成し

なかつた。「蒸汽船の運行は、民生商業に誠に利益がある」。しかし「このことは揚子江の下流一帯に行われては、もとより利があつて害がないけれども、もし湖南に行われた場合には、そうとばかりは云えない」という態度を、彼はとつてゐた。外人は久しく湖南に開港場を開くことを望んでおり、蒸汽船の運行を口實として、開港を督促しないとは限らない。加うるに湖南には排外の空氣が強く、紛争を起しかねない。「必ず得られるとは云えない利を圖つて、防ぐに耐えない患を残すよりも、その端を開かない方が勝つてゐる」。外人との間に摩擦を起すことは、ことに張之洞が恐れるところであつた。然しながら湖南人の熱意が固く、巡撫陳寶箴もその中止を望まざれば、洞庭湖の渡航に限定して、北は岳州、南は湘陰の間に運行を許可するという辦法をとればよい。それならば外人もこれを口實として、開港を要請することもないであろう。要するに緩辨を第一義とし、不可ならば洞庭湖の渡航に限るのを第二義として、張之洞はその裁定を陳寶箴に委ねた。ただ湖南の蒸汽船を漢口にまで通することは、豫じめ湖北と商議すべきであつて、然る後に再び申請すべきことが要求された。⁽²⁾そして湖南・湖北を通ずる蒸汽船の運航も、湖南紳士の要望により、光緒二十三年（一八九七）七月許可されている。⁽³⁾張之洞は兩江總督の代理となつてゐたとき、上海に内河輪船總局を設けて、上海・蘇州・杭州・鎮江その他の間に蒸汽船を通じ、また江西の鄱陽湖に蒸汽船を通ずることを許可してゐる。⁽⁴⁾その點湖南側の要望を一概に拒否するわけに行かなかつたであろうが、その具體的な取決めはなお後日に残されるのである。⁽⁵⁾

(1)「湖南紳士請辨内河小火輪船稟稿」、湘學報第六冊、光緒二十

三年五月十一日。これによれば、寶善成製造公司と共に和豊火

柴公司が新設されたようである。兩公司の間には恐らく密接な

關係があるだろう。

(2)「與陳右銘」、光緒二十二年十二月二十八日。張文襄公全集卷

二一八。

(3)張文襄公年譜、光緒二十二年十二月の條。

(4)同右、光緒二十一年七月、同二十二年正月の條。

(5)「致張沙陳撫台」、光緒二十三年十一月十六日、十一月十八日。

張文襄公全集卷一五四。「湖南紳士與張制軍請與湖北合辦小火

輪船書」、湘學報第六冊。

これに對して湖南時務學堂は、光緒二十二年（一八九六）十二月の頃、前國子監祭酒王先謙らによつて設立を申請され、

陳寶箴によつて直ちに許可された。經費は紳士の寄附と採礦の餘利及び他の項目の公費から支出し、學生の定員は一二〇名として、始めにまず六〇名を入學せしめ、次いで各府廳州縣の推薦を俟つて、試験の上で自餘の六〇名を入學せしめる。學堂の方針は、「彼の長を取つて我が短を補ひ、必ず中學をもつて根本とするけれども、貴ぶところは博きを務め多きを貪るにあるのではなくして、身を修め用を致すにある。」入學後三・四年を経て數十名を選んで、京師大學堂に送り(京師大立を豫想してのことである。設)、或は外國に送つて、水師・武備・化學・農學・礦學・商學・製造等の學堂において研究せしめる。また科擧の出身を望むものには、生員・監生と同等に郷試に應ずることを認める。このような主旨をもつて學生を募集し、光緒二十三年八月二十八日試験を行うことが告示された。⁽¹⁾ただしこの時の試験では四〇名を入學せしめ、第二期・第三期の試験を翌年の正月下旬・二月下旬に行ひ、そして一二〇名の數を滿たすことに改められた。⁽²⁾時務學堂はもと中體西用を旨とし、洋務的な諸學課の取得を目指していたものである。とにかくこのようにして、寶善成製造公司・輪船公司及び時務學堂が相前後して成立することとなつた。

(1) 「陳中丞招考時務學堂示」、湘學報第十六冊、光緒二十三年八月二十一日。戊戌變法IV四九三—四九五頁。

(2) 「湖南開辦時務學堂大概章程」、湘學報第二十五冊、光緒二十三年十一月二十一日。戊戌變法IV、四九八頁。

元來寶善成製造公司・輪船公司及び時務學堂は、同じ顔振れの人々によつて發起された。その間責任の所在を明かにするために、成立の後には、輪船は湯聘珍・朱昌琳を推して專辨せしめ、次いで張祖同の專辨に歸し、製造は王先謙、學堂は熊希齡が専らその衝に當ることとなつた。⁽¹⁾そして學堂に招聘すべき教師については、中文總教習に梁啓超、西文總教習に李維格を招くことに内定した。梁啓超・李維格の招聘は、署按察使黃遵憲にその端を發し、江標・熊希齡・陳三立並に王先謙・張祖同らもこれに賛意を表した。陳三立は巡撫陳寶箴の子であつて、在野の革新論者と陳寶箴との間にあつて、新政の遂行に重要な役割を勤めた人である。また前國子監祭酒・岳麓書院々長王先謙も、この頃には比較的開けた態度をとつていた。彼は校經書院にまねて、岳麓書院の學科を經・史・掌故・算・譯の五部門に分ち、時務報を購入して、書院

の學生に閱覽することを諭しもした。そして「院長は老いた。時務において通曉するところはない。ただ自分の不學の故をもつて、人の向學の路を阻むようなことは斷じてしない」と書院の學科を五部門に分つたことを説明し、また時務報は「現在必讀の書であり」、「けだし時勢を憂うる君子が憤りを發しての作である」、とも推賞している。⁽³⁾ 王先謙は當時江標・熊希齡らとはほその歩調を合わしていたのである。

(1) 熊希齡「上陳右銘中丞書」、戊戌變法Ⅱ、五八八頁。

(3) 「岳麓院長王益吾祭酒贈時務報發給諸生公閱手諭」、時務報第

(2) 「岳麓書院々長王月課改革手諭」、湘學報第九冊、光緒二十三年六月十一日。

十八冊、光緒二十三年正月二十一日。

また時務學堂の總教習に推された梁啓超は、王先謙も推賞する時務報の主筆として令名をうたわれ、李維格も時務報に關係して、外國新聞記事の翻譯のことに當つていた。兩者を招聘することについて、熊希齡は異常な熱意をもつていた。彼は當時南京にいた譚嗣同に書翰を送つて、上海に往つて二人の招聘を時務報の經營者汪康年に懇請するように依頼し、もし汪康年が不承知ならば、無理に二人を奪い去つても差支えない、という意味のことを述べている。⁽¹⁾ 光緒二十三年十月梁啓超・李維格は共に湖南に赴任しているが、そのときの條件として梁啓超は、分教習は總教習から推薦すべき旨を陳三立・熊希齡に伝え、そして韓文學・葉覺邁が中文分教習に選ばれた。⁽²⁾ 何れも康有爲の門弟である。時務學堂の經營は熊希齡、教育はことに梁啓超がその責に任じ、やがて康有爲の革新思想が學堂を通して湖南に喧傳されることとなつた。

(1) 「致汪康年書」二十一、光緒二十三年九月初六日、譚嗣同全集

(2) 熊希齡「上陳右銘中丞書」附「梁卓如啓超原函」、戊戌變法Ⅱ、

光緒二十三年（一八九七）八月時務學堂が學生を募集する頃、江標は任滿ちて學政をやめ、徐仁鑄がその後任となつた。徐仁鑄は漢宋調和の陳蘭甫の學を服膺していたが、戦後には「時事を悲しみ、頗る康有爲の説を主張した」⁽¹⁾。その點學政の交代によつて省政府の方針に變ることなく、却つて従来よりも積極的な態度がとられるのである。梁啓超らが時務學堂で専ら康有爲の思想を説くことが出來たのも、一つには學政徐仁鑄の強力な支持があつたからであらうと思われる。また

當時湘學新報には唐才常があり、南京にいた譚嗣同もやがて湖南に歸えろうとしていた。唐才常は江標の門下に出でて、湘學新報の創刊以來、その編輯のことに當り、そしてその史學・掌故の部門を擔當していた。譚嗣同は唐才常と同郷の幼な友達であり、梁啓超とも互に相許す間柄であつた。譚嗣同の仁學の草稿も、この頃には恐らく出來ていた。それは「網羅を衝決して」、道德政治を問はず、あらゆる拘束の打破を主眼とするものである。破壊的な批判がその特色である。排滿思想も勿論その間に含まれていた。彼には湖南を自立せしめようという意向も持たれていた。かつ彼は自ら「私淑の弟子」と稱して、康有爲に敬服していた。唐才常は譚嗣同に影響されるところが多く、この二人と梁啓超が、湖南革新の主な推進力となつてくるのである。

(1)「葉吏部翰軒今語評」序、翼教叢編卷四。

(2)梁啓超「譚嗣同傳」、譚嗣同全集附錄。

二

梁啓超は湖南に赴任して一カ月餘り後に、陳寶箴に書を送つて、湖南の自立を説いた。⁽¹⁾ その云うところによれば、今日變法以外に決して圖存の道はない。しかも變法の事を政府當局に望んでも不可能である。今日の計をなすには、必ず腹地の一・二省が自立して、然る後に中國に一線の活路がある。督撫に自立を説くのは、大逆不道、狂悖の言であらう。しかし時局はしかせざるを得ない段階に來ている。龔融・鄭成功にならうべきである。湖南には陳寶箴の下に黃遵憲・徐仁鑄の人材がいて、天は殆ど湖南を自立せしめて、中國を存立せしめようとするが如くである。ドイツの膠州灣占領の禍が息まないならば、今年にも分割の勢がなり、何も云うことはない。もし五年の餘裕があるならば、湖南は或は亡びないであらう。ただ一省を治めるのと一國を立てるのとは、その規模條理は絶えて異なる。陳寶箴に自立の意があるならば、自分の意見を述べたい、と云うものであつた。この頃康有爲は第五次の上書を行い、變法に三策があるととして、次の三カ條を擧げた。⁽²⁾ 第一策は範をロシアと日本にとつて國是を定め、ロシアのピーター大帝の心を心法とし、日本明治の政を政法

とすることであり、第二策は大いに群才を集めて變政を謀ることであり、第三策は督撫に委ねて各自に變法せしめることである。そしてこの三策の内、よくその上を行ふならば強なるべく、よくその中を行ふならば弱なるべく、僅かにその下を行ふも、悉く亡びるには至らない、と彼は述べている。膠州灣事件を契機として、康有爲は重ねて君權による急速度な變法を光緒帝に上書し、梁啓超は湖南の自立を陳寶箴に説いた。その間君主と巡撫の相違はあるけれども、根本的な改革を圖り、そして中國を近代的な國家たらしめようとする意圖においては變りない。康有爲の督撫に委ねて各自に變法せしめるという第三策が、督撫の自立を前提とする變法を意味していたかどうかは明かでない。しかし當時梁啓超は康有爲に殆ど全面的に師事して、その説の發揮に努めていた。康有爲の光緒帝への上書と梁啓超の陳寶箴への書翰との間には、聯絡がなかつたとは云えないように思われる。また譚嗣同のみならず、唐才常も湖南の自立を腦裡に畫いていたようである。湖南の自立は、單に梁啓超のみの意見ではなかつたであらう。

(1) 「梁啓超上陳寶箴書」、「光緒二十三年十一月二十一日?」、覺

迷要録卷四、戊戌變法II。

(2) 康有爲「上今上皇帝第五書」、光緒二十三年十一月。

次いで梁啓超は再び陳寶箴に書を送つて、湖南で行うべき改革の具體的な方策を説いた。⁽¹⁾それは民智を開き、紳智を開き、官智を開く、という三點に要約することが出来る。民智・紳智を開くとは、民權・紳權を伸ばすことと表裏の關係に立つている。そして主として時務學堂を中心に民智を開き、南學會を中心に紳智を開こうとするのが、梁啓超の構想である。「苟も湖南の自保を欲するならば、必ず六十餘州縣の風氣を同時に並開し、民智を同時に並啓し、人材を同時に並成」して、「三年の間に議論悉く變ずる」、という風にしなければならぬ。そのためには、湖南全省の書院において、官課・師課は改めて時務を課し、耳目を一新せしめる。また時務學堂に内課と外課を設けて、從來の定員一二〇名を内課として専門の學を修めしめ、別に外課をおき、廣く各州縣から半年または一年毎に交代に來學せしめる。外課は風氣を開く點に主眼があり、ます種々の舊習を打破しなければ、中國は國として存立することが出来ないことを悟らしめ、然る後に東西の

史書・内外公法の書を授け、更に古經古子の精華に折衷し、ほぼ自然科學の種別を知らしめる。讀書は十種にすぎず、期間は數月にすぎずして、保國・保種・保教をもつて己が任となし、大局の靡爛をもつて身の恥とするほどに、その見識を高める。そしてこのような見識をもつて外課を修了したものを、一年後に各縣に設立さるべき小學堂の教習たらしめようとするのである。また時務學堂の内課の學生は、年毎に五十人の優秀なものを選んで、四年間に順次にまず日本に留學せしめる。「まず日本に學ぶだけでも、吾が目前の用とするに足る」のであつて、歸國の後には湖南一省の政治に當らしめ、人材に餘裕があれば、全國の用とすることも望み得られる、と云うのである。

(1) 「梁啓超上陳寶箴書、論湖南應辦之事」、光緒二十三年十二月、 戊戌政變記卷八、戊戌變法Ⅱ。

時務學堂に外課をおき、各書院の官課・師課を改めることが、民智を開き、結果的には民權を伸ばすことに主眼をおいているのに對して、紳智を開き、紳權を興す據點となるべきものが南學會である。南學會はこの時にはまだ設立されていない。しかし梁啓超が湖南に赴任して間もなく、その設立が問題となつていたようである。陳寶箴に送つた最初の書翰でも彼は、十一月「九日から學堂の休暇となり、お目にかかりたいと思つたが、次いで各位が會合して學會のことを相談したので、出來なかつた」と述べている。南學會を紳智を開き紳權を興す據點たらしめようとするのは、その設立を豫定したのである。南學會は、學會と議會の規模をかね備えるところに、その特色をもつている。すなわち、南學會の名望家がそれぞれ品行正しく才識開けた紳士を、州縣毎に數人づつ推薦して、南學會に入らしめる。會には廣く書籍を集め、講習の期間と課業を定めて、中國の危亡・西洋の強盛な所以を明かにし、政治の根本を考え、辨事の條理を研究せしめる。また電報と中央政府からの公文書は、極秘のものを除き、南學會に交附して、學習討議せしめる。實施しようとするあらゆる新政は、すべて南學會に交附して、その實施の可否を議し、その辦法を決議し、その經費工面の法を議し、次いでその用人の法を議せしめる。南學會は「日々に書を読み日々に事を治め」、かくて一年後には過半数の會員が議員たり得る能力をもち、更に一年後には、留めて總會議員となるもの以外は、各州縣に歸えしてその分會議員となる。また別に新班

を選んで、總會にあつて學習せしめようとするのである。南學會はそれ自身議會の規模をもつと共に、議員たるべきものを養成する機關であつた。このような構想のよつて來るところは、云うまでもなく西洋の議會制度である。西洋では「議事と行事とは二分されている。議事の人には定章の權があつて、辨理の權はない。行事の人には辨理の權があつて、定章の權はない」。西洋では立法と行政とは異なる。南學會を立法の府たらしめ、そのために紳智を開き、かくて梁啓超は南學會に湖南革新の據點をおこうと考えたのである。

然しながら行政の權を握るものは官僚である。「民智を開き紳智を開こうとしても、官の協力に俟つものが甚だ多い。故に官智を開くこともまた萬事の起點」であつて、その再教育の機關として提唱されるものが、課吏堂の設立であつた。官の再教育とは、世界の狀勢を知らしめ、當世風の學問に對する教養を與えることである。堂中に書籍を陳らべ地圖を掛け、各國の條約・各國の歴史及び政學公法農工商兵礦政の書は必讀すべく、また多く新聞を備えることにしているのも、そのためであろう。そして時務學堂の例のように節記を書かせ、節記は校長・副校長が隨意に閲覽することとなつてゐる。校長には必ず巡撫、副校長には司道がなるべく、長官と部下との關係からも、學習に勵まざるを得ない仕組をとつてゐる。ただ官には責任官と候補官とがあり、責任官は悉くは課吏堂に入れるわけに行かないけれども、必ず某書を指定して讀ましめ、讀後の所見と該縣の人情物産風俗を自ら節記に書かせるのである。従つて官の再教育とは云つても、課吏堂での主對象は、勢い候補官とならざるを得ない。とにかく官智を開くことは、民智・紳智を開くことと共に、「一切の根本」である。この三者の啓發によつて、新政の障礙は除かれ、却つて新政に協力する體制が可能となるであろう。更に梁啓超は一新政局を設けて、一切の新政を統轄せしめ、司道をその總辨とし、幫辦以下も總辨が選ぶことを提唱している。省政府の機能を擧げて新政の遂行に當るのではない。その一部局として新政局を設けようとするのであつて、しかせざるを得ないところに、實は問題があつた、と云うことも出来る。

梁啓超が陳寶箴に送つて、湖南で行うべき具體的な方策を説いた書翰は、ほぼ以上のような内容のものである。そして

「この書はすなわち湖南辦事の起點であつた。この後湖南一切の事は、皆この書によつて順次に行われた。しかも南學會が最も全省新政の命脈であつて、名は學會であるけれども、實は地方議會の規模を兼ねていた」、と後に梁啓超は云い、また「南學會は實は暗に衆議院の規模を寓し、課吏堂は實は暗に貴族院の規模を寓し、新政局は實は暗に中央政府の規模を寓していた」、とも述べている⁽¹⁾。然しながら湖南の自立を望み、南學會に議會の規模をもたしめ、かつ議員養成の機關たらしめようとしていたにしても、そのことを南學會の主旨として公表することは、當時としては恐らく出來なかつたに相違ない。南學會序は梁啓超の執筆にかかる。それによれば、官紳民の心を一にして氣力を奮い起すには、學會を以て術はない。中國は分割の危機に當面している。中國が自振自保することが、分割を防ぐ唯一の道である。しかし中國の犬、積弊の久しきを以てして、直ちにこれを聯合して風氣を新たにすることは困難である。數省がまず起ち、風氣成り規模備つて、然る後に他省に及ぼすならば、「王室を力戴し聖教を保全する」ことも、或は可能であつて、湖南がその據點となるべきである。天下を強くし中國を保つべきものは、任俠尙氣の湖南人に如くはない、と云うにあつた。すなわち湖南が中國ことに南部數省の革新の據點となり、南學會がその中心の機關となるべきことを説いている。南學會という名稱も、南部數省の革新の意を込めたものであつた。南學會は皮錫瑞を會長に推して、光緒二十四年（一八九八）二月一日正式に開講した。そして學術・政教・天文・輿地の四部門に分ち、學術は皮錫瑞、政教は黃遵憲、天文は譚嗣同、輿地は鄭代鈞が擔當して、學會としての體裁を整えた⁽³⁾。議會・議員のことは、全く表面に現われないのである。

(1) 戊戌政變記卷八、二一・二二頁。

(2) 梁啓超「南學會叙」、時務報第五十一冊、光緒二十四年正月二

十一日、戊戌變法IV、四一九—四二〇頁。

(3) 皮名振「皮鹿門年譜」、光緒二十四年、四十九歳の條、五七頁。

また南學會の成立と前後して、旬刊の湘學新報とは別に、日刊の湘報が創刊された。湘報序は唐才常、湘報後序は譚嗣同の執筆にかかる⁽⁴⁾。譚嗣同は光緒二十四年正月上旬湖南に歸り、湖南革新の中心的存在となつていた。その後序において彼が強く主張しているものは、日新である。中國と夷狄も、地によつて區別されるのではなく、新によつて區別

されねばならなかつた。「舊とは夷狄の謂であり、新とは中國の謂である。守舊ならば、これを夷狄とし、開新ならば、これを中國とする」。しかも「昨日の新は今日に至つてすでに舊、今日の新は明日に至つてまたすでに舊である。貴ぶべきは日に新たなることである。湘學新報は旬刊であつて、新とは云えても、日新とは云えない。日刊の湘報が出て、始めて日新の義に合うであろう、と彼は述べている。また「新聞はすなわち民史」であり、「かの二十四史の撰述は」、「要するに一姓の譜牒にすぎない」、とも彼は述べた。意味するところは、民意を新聞に反映せしめ、そして日々に革新を圖ることにあるであろうが、更に深い變革の意向もその間に含まれていたように思われる。今湘報そのものを見ることは出来ないけれども、その主張は湘學新報よりも更に激しかつたようである。「湘學報中にも議すべき點がすでに間々あるが、近日新たに出された湘報に至つては、その偏頗なこと、ことに甚だしい」と當時張之洞は非難している⁽²⁾。しかも梁啓超によれば、湘報・湘學報に「云うところは、學堂中の激しさには及ばないけれども、實は暗に相策應した」と云い、「時に學生は皆寮に住み、世間と交通せず、時務學堂内の空氣は日々に激變して、世間には知られなかつた。冬期休暇に學生が歸省して、節記を出して親友に示すに及んで、湖南全省は大いに騒いだ」と述べている⁽³⁾。とにかく時務學堂・南學會及び湘學新報・湘報は、相呼應して革新思想を鼓吹した。上からの啓蒙の段階はすぎ、在野の急進論者に革新の主動權が移ろうとして來るのである。それではどのような思想が鼓吹されたか。次にその點に觸れて來なければならぬ。

(1) 覺顛冥齋內言卷四、戊戌變法IV、五三一—五三三頁、譚嗣同全集

一三六一—三九頁。

張文襄公全集卷一五五。

(3) 清代學術概論一四〇頁。

(2) 「致長沙陳撫台黃臬台」、光緒二十四年閏三月二十一日午刻發、